

産業界アウトリーチセミナー 無形技術移転管理

日本の産業界における無形技術移転管理

2018. 11. 20.
台北

CISTEC
利光 尚

目次

- I 日本における技術移転規制
- II 産業界における無形技術移転管理
- III アカデミアにおける無形技術移転管理
- IV CISTEC とは

I 日本における技術移転規制

1. 安全保障貿易管理

安全保障の観点から技術が兵器等の開発等に転用されるのを防止

- 法律: **外国為替及び外国貿易法(外為法)** 第25条 1949年～
- 政令: **外国為替令(外為令)** 1949年～
- 省令: 外国為替令別表の規定に基づき技術を定める省令 1980年
貿易関係貿易外取引等に関する省令 1998年
- 告示: 技術が核兵器等の開発等のために利用される恐れがある
場合を定める告示
- 通達: 外為法第25条、外為令17条2項の規定に基づき許可を要
する技術を提供する取引または行為について

法律	外国為替および外国貿易法（外為法）			
政令	第48条(貨物輸出)		第 25条 (技術移転)	
	輸出貿易管理令		外国為替令	
規制リスト	別表第1(規制貨物)		別表(規制技術)	
	Cat. 1 to 15 (リスト規制)	Category 16 (キャッチオール規制)	Cat. 1 to 15 (リスト規制)	Category 16 (キャッチオール規制)
規制品目	武器 デュアルユーズ品目		武器 デュアルユーズ品目	
規制対象仕向け先	全仕向け先	27か国を除く全仕向け先	全仕向け先	27か国を除く全仕向け先

規制品目

規制番号	規制タイプ	規制品目		国際レジーム等	
1	リスト規制	兵器	兵器	WA/ML	
2		デュアルユーズ品目	WMD-関連	核兵器	NSG
3				化学兵器	AG
3-2				生物兵器	AG
4				ミサイル	MTCR
5			通常兵器関連	先端材料	WA Cat. 1
6				材料加工	WA Cat. 2
7				エレクトロニクス	WA Cat. 3
8				コンピュータ	WA Cat. 4
9				通信/情報セキュリティ	WA Cat. 5
10				センサー・レーザー	WA Cat. 6
11		航法関連		WA Cat. 7	
12		海洋関連		WA Cat. 8	
13		推進装置		WA Cat. 9	
14		その他		Except for WA/ML	
15	機微品目	WA very sensitive			
16	キャッチオール規制	1 – 15項外の品目			

日本における技術移転規制(2)

2. 対内直接投資規制

法律: **外国為替及び外国貿易法(外為法)**

対内投資規制を取り巻く環境変化

1. 国際的な投資活動の活発化

国境を越えたM&Aが拡大

新興工業国の国営企業やファンドなど新たな投資主体の登場

2. 安全保障環境の変化

大量破壊兵器の拡散、テロの頻発

民間技術の軍事転用が顕著に増加

3. 諸外国の規制動向

米国等主要国の対内投資規制強化

対内直接投資規制(2)

先端的な技術を保有する企業が買収され機微技術が漏えいするリスク

- 政府の基本的スタンスは対内直接投資の奨励(METI 投資促進課)
- 但し、外為法第27条で、外国投資家が、**我が国の安全**を損なったり、**公の秩序維持**の妨げとなるおそれがある対内直接投資に一定の規制
- 具体的には我が国**防衛関連産業**(航空機、武器、原子力他15業種)の株式10%以上保有が対象
- 2017. 10. 1. 外為法改正 → 対内直接投資規制強化
- METI**安全保障貿易管理政策課**が規制窓口に

日本における技術移転規制(3)

3. 知的財産法による規制

技術情報の保護を通じて第三者による不正な当該技術の使用を防止

- 特許法 1959～
発明に対する独占的権利である特許権の保護
- 不正競争防止法 1993～
営業秘密の不正取得に対する規制
(悪意退職者による営業秘密漏えい防止等)

1. 安全保障貿易管理上の技術移転

- 技術の定義

技術は「設計」、「製造」、「使用」に分類される

- 技術移転とは

- 1) 設計図や仕様書、マニュアルや試料・試作品などの技術情報を、紙やメールまたはCDやUSBメモリーなどの記憶媒体による提供
- 2) 技術指導、技能訓練など作業知識の提供、セミナーでの技術支援
- 3) 発注仕様書の海外への送付も

ITT(無形技術移転)は上記2)の場合

技術移転規制(外為法)見直し(2009)

1. 技術の特性

- 無形、不可視で人に化体
- 電子的複製・移転が容易
- 貨物と異なり税関による確認という手段を欠く



- 移転取引の補足が難しく、一旦流出した場合の被害回復が著しく困難

2. 技術移転に係る環境変化

1) 国際的な**人的交流**の活発化

技術の海外移転は居住者→非居住者というパターンに限定されなくなった

(居住者・非居住者の定義)

居住者： 日本国内に住所または居所を有する自然人

日本国内に主たる事務所を有する法人

(日本人、日本企業に勤務する外国人、6か月以上居住する外国人他)

非居住者：居住者以外の自然人、法人

(外国に居住する日本人、外国人旅行者他)

人的交流の顕著な伸び

	(1980)	(2007)	(2017)
訪日外国人・	1.3 million	9.2 million	28.7 million
外国人技術トレーナー、			
トレーニー他、	18 thousand	118 thousand	556 thousand
外国人留学生	6 thousand	118 thousand	267 thousand
出国日本人	3.9 million	17.3 million	17.9 million

2) 多国籍ビジネス、トランスプラントの増加

- 複数国にまたがるビジネス
- 国外生産
- 生産設備や従業員の**国外移転**

3) サプライチェーンの変化

- 二国間取引から**多国間取引**への変化→サプライチェーンマネジメントの変化

3. 従来の居住者・非居住者間取引規制の問題点

- 持出し行為は非規制だったこと
 - 居住者が規制技術を国外に持出し、非居住者になってから移転することは規制対象外だった
- 国内で懸念ある(一時的)居住者に規制技術を移転することが非規制
- 国外で一時的非居住者となった日本人が規制技術を移転することも非規制だった
- 国外持ち出しや国外での違法技術移転の立証が困難だった
- 居住性が変更すること
 - 同一個人が居住者になったり非居住者になったり変化

4. 技術移転規制(外為法)見直し(2009)のポイント

1) ボーダー規制の導入

- ・日本人・外国人、居住者・非居住者を問わず**規制技術を国外に持出す場合**には許可が必要となった
- ・従来の人的概念(居住性)に加え地理的概念(国境)が加わった
- ・補完として、特定記録媒体の輸出、情報の外国への送信(メール、サーバーアクセス、FAX、電話)
- ・ただし、自己使用目的の一時持出しは許可例外

2) 技術仲介取引規制の強化

- ・外国間等技術取引の規制 武器、大量破壊兵器

4. 技術移転規制見直しのポイント(2)

3) 罰則強化

- ・懲役 5年 → 7年/10年以内
- ・罰金 200万円 → 7百万円/1千万円以内

4) 輸出者等遵守基準の導入

組織内部における適切な管理の体制整備

- 全ての輸出者
- ・該非確認責任者の選任
 - ・関係法令遵守の指導

リスト規制品目輸出者

- ・ICPの策定

Ⅱ 産業界における無形技術移転管理

1. 技術移転の対象

1) 技術データ

文書、ディスク、テープ、ROM等の媒体に記録されたもの

- 技術報告書、研究記録、発表・投稿原稿
- 設計図面、回路図、製造方法書
- 使用マニュアル、ユーザーズマニュアル
- 実験機器等の技術仕様書
- 実験データ
- コンピュータープログラム

技術移転の対象(2)

2) 技術支援

技術指導、技能訓練、作業知識の提供、コンサルティングサービス等の形態をとるもの

- ・プレゼンテーションソフトによる表示、説明
- ・口頭による研究発表や指導

2. 技術移転管理の方法、体制整備

- 1) 組織内の機微技術の所在把握と機微度のマーキング
 - ・把握した技術情報が外為法上の規制対象か否かの判断(該非判定)
 - ・規制対象と判定された技術は「規制技術」などのマーキング
- 2) 技術移転管理(安全保障輸出管理)の体制整備と内部規定(ICP)策定
 - ・輸出者等遵守基準(外為法第55条の10)による法的要請
- 3) 組織内技術情報の公開基準の策定
 - ・特許出願: 公開特許制度の為、安全保障上のリスクを検討する必要
 - ・論文・学会発表: 公知化され規制対象外となる為、上記同様の注意必要

3. 技術移転に係る審査・管理方法

1) 外為法上の**該非判定**

- ・移転する技術を最も理解するものが該非判定を行うべき
- ・キャッチオール判定も必要
- ・該非判定の客観性を確保する為、他者による二重チェックも必要
- ・確信が無い場合はCISTECやMETIに事前相談

2) 技術に関する**取引審査**

- ・大量破壊兵器(WMD)懸念のある国、ユーザー向けは特段の注意と厳格な審査が必須

3) **役務取引許可申請**

- ・輸出許可申請(貨物)とは別個に申請しなければならない！
(貨物、技術双方が規制該当の場合は**両方とも申請**が必要・・・ライセンスも別)

3. 技術移転に係る審査・管理方法(2)

4) 第三者への技術移転等の防止

技術提供先から再移転防止の誓約書取り付け

5) 機微度に応じた技術情報へのアクセス管理・保管管理 情報セキュリティ規定の策定

6) 組織内における窃取などへの対応、従業員等の管理

4. 教育・研修

- 1) 貨物に比べ管理意識が希薄になりがちなので注意喚起が必要
- 2) 最新規制情報収集と共有

5. 監査

- 1) 定期的(毎年)な監査の実施
- 2) 規制対象技術管理者が主体的に関与することが大事

6. 文書保存

- ・技術移転に係る文書や記録媒体の保存

企業における技術移転の課題

- 海外現地拠点における技術移転管理
- 外国政府による技術移転の強要への対応
- 外国人社員への技術移転問題
- 退職技術者による海外企業への技術情報漏えい
- 海外合併事業における技術情報窃取や漏えい
- 特許出願と特許技術漏えい防止の両立
- 工場見学、展示会等公知の技術の技術移転
- サイバーセキュリティ対策

Ⅲ アカデミアにおける無形技術移転管理

1. 大学法人の組織特性による管理体制整備の難しさ

- ・大学では教授らによる運営・自治が基本となっており、**大学本部の機能・権限は一般的に脆弱**で、法人としての一体性に乏しい。
- ・従い、大学本部に輸出管理統括部署を設置して法人内部で**中央集権的な管理体制の構築**を行うことには困難が伴うことも多い。
- ・**留学生、外国人研究者**の存在など人的交流・情報交換が盛んで情報管理が困難
- ・**研究分野の多様性**に起因する規制対処の困難さ
- ・ **Academia Freedom**という常識

2. 大学・研究機関用機微技術管理ガイダンス作成他

- 2008年にMETIが「**安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス**」を作成、アカデミアに配布
- **文部科学省と連携**して周知活動を実施
- 文部科学省 **高等教育局**が主管
- CISTECは大学会員プログラムで大学、研究所向けサービス提供
 - 大学会員 44大学・研究機関
 - 大学研究機関用安全保障輸出管理関係資料集の出版
 - CISTEC基礎的セミナー無償参加等優遇措置の提供
 - 輸出管理専門家(企業OB等)の紹介

3. 大学における体制整備と内部規定策定

- 国立大学を中心に体制整備・内部規定策定が着実に推進
- CISTECの体制整備支援サービスの利用も増加
- 機微技術の窃取や違法移転が大学でも発生したことが契機
- 有名大学はReputation Riskに配慮し対応に注力
- 留学生VISA問題等は法務省など関係省庁とも連携

大学・研究機関における技術移転における課題

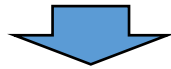
- **基礎科学分野**の研究活動における技術移転
- **学会誌、公開シンポジウム等公知技術**の技術移転
- **学術論文**提出と技術漏えい防止のジレンマ
- **外国人研究者、留学生積極的受け入れ**と技術移転管理の両立
- **外国大学や研究所との共同研究**における対応
- **サイバーセキュリティ**対策

IV CISTECとは

- 日本における安全保障輸出入管理についての唯一の非営利・非政府機関
- 設立：1989年
- 法人会員数：483社(2018年10月31日現在)
- 大学会員数：44大学(2018年10月31日現在)

CISTECの基本理念・目的

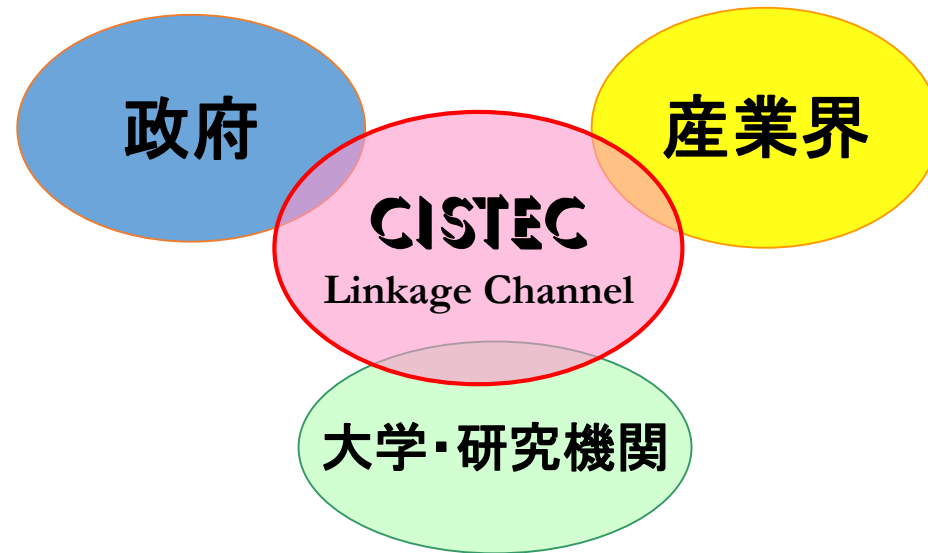
CISTECは安全保障輸出管理に関し「産・官・学のリンケージチャンネル」として有効に機能することを通じ、



「合理的で実効ある安全保障輸出管理」を実現し、



「世界平和」に貢献



CISTECのリンケージ機能

- 対政府(経済産業省等)

- 専門的技術、ビジネスアドバイス
- 政府方針の産業界への事前説明や打診
- 産業界、アカデミアの見解、要望の説明
- 企業との対話機会の提供

- 対産業界・アカデミア

- 意見の調整や集約
- 全産業界を代表して政府に提言や要請
- 経済産業省との対話機会の提供

CISTECの主要な役割

1. 輸出管理に関する調査研究・産業界の意見の集約等

- ・貨物・技術の基礎的資料・情報の収集と調査・分析
- ・輸出管理に関する内外法制度の調査・研究
- ・産業界の意見取り纏めと政府への提言

2. 企業の輸出管理業務の支援

- ・個別相談受付による支援サービス
- ・該非判定支援サービス
- ・輸出管理体制構築支援・監査支援サービス
- ・輸出管理ツール(パラメーターシート、ガイダンス等)提供
- ・輸出管理セミナー実施・社内研修への講師派遣
- ・輸出管理実務能力認定試験の実施

CISTECの主要な役割(2)

3. 輸出管理に関する情報提供

- ・安全保障情勢、懸念顧客等に関する情報(海外輸出管理法令情報含む)の提供
(Web、機関紙(CISTECジャーナル)、ガイダンス・書籍等)

4. 輸出管理に関する国際協力

- ・**アジア輸出管理セミナー(毎年1回)開催**(政府との共催)
 - 第25回(本年2/27~3/1開催):
アジア・欧米主要国政府・4国際レジーム・国連等出席
- ・輸出管理**国際会議・セミナー**への講師派遣
- ・アジア・欧米の政府・産業界等への**訪問調査・交流団**の派遣・意見交換、交流

ご清聴ありがとうございました。

